

高知県中山間地域デジタル化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域デジタル化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 人口減少及び高齢化の進行に伴う、地域の担い手不足、集落機能の低下等中山間地域が抱える課題の解決を図るため、市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する、次条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 地域課題解決支援事業

デジタル技術を活用して、日常生活の不便さや担い手不足、生活面での不安等、中山間地域において見られる課題の解決を図る実証事業

(2) 集落活動支援事業

ロボット草刈機を活用して、中山間地域の集落における草刈りの負担軽減及び省力化を図る実証事業

2 補助事業の採択基準及び補助対象とする事業期間は、知事が別に定める。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(2) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第2条に規定する補助目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(4) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村が行う契約手続の取扱いに準じて行わな

ればならないこと。

- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならないこと。
- (7) 間接補助金の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないことを確認した上で決定すること。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。

(補助事業の重要な変更)

第8条 補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ、別記第2号様式による事業変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助事業の新設、中止又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助事業の完了年月日の延期
- (5) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (6) 補助事業の重要な部分に関する変更（必要に応じ事前に知事に協議すること。）

(補助事業の実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した場合は、完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実証事業の成果に係る報告書（任意様式）
- (2) 実証事業の様子が分かる写真（必要最小限の枚数で施行前と施行後とを対比することができるもの）又は取得した備品等の写真
- (3) 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、建物の整備等であれば設計書及び平面図、契約を変更した場合には、その事実を確認することができる書類）の写し（補助事業分に限る。）
- (4) 支払関連書類（経費の支払状況が分かる会計書類の写し又はこれに類する書類）
- (5) 完了検査調書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めるもの

3 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の実績報告書の提出の時期までに、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者において、その金額が減じた額を上回る場合にあつては、当該上回る額）を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(年度終了実績報告)

第10条 規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別記第5号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の4月10日までに、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(繰越しの承認申請)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了予定年月日の属する年度内に事業を完了しなければ

ならない。ただし、第3条に定める事業について繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者が、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第6号様式による補助金繰越承認申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(概算払)

第12条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第7号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第13条 知事は、必要があると認めた場合は、補助事業者及び関係機関に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(財産の処分の制限等)

第14条 事業実施主体は、補助事業により取得した、規則第19条第1項に規定される財産のうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械、器具等(次項において「施設財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

3 事業実施主体は、施設財産等について、別記第8号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

4 補助事業者は、当該年度に施設財産等があるときは、第9条の補助金実績報告書に別記第9号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(事業成果のフォローアップ)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね5年間、補助事業の成果等についてフォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じ、別途定める様式により、市町村に報告を求められることができるものとする。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年5月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第9条、第14条、第15条及び第17条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

3 第5条第1項による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 第5条第1項による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第4条、第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助限度額
<p>(1) 地域課題解決支援事業</p>	<p>デジタル技術を活用した、中山間地域において見られる課題の解決を図る実証事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証事業に直接必要となる経費 (車両等の試験運行、専門家の招へい、調査・分析等の委託、技術習得のための研修費、その他事業に附随する活動経費) ・実装に向けた施設の整備及び改修並びに機械設備、車両、機器及び備品の購入に必要となる経費 ・その他知事が必要があると認める経費 	市町村	市町村、協議会（県及び関係市町村、民間事業者、地元組織等で構成された実施体制）	<p>定額</p> <p>※ただし、市町村事業費に国庫補助事業等による特定財源（地方債を除く。）が充当されている場合は、当該特定財源を除いた額とする。</p>	<p>ア 複数テーマの場合 1事業当たり1,500万円</p> <p>※補助は、事業開始日の属する年度から起算して、最長2年度に限り、受けることができる。</p> <p>イ 1テーマの場合 1事業当たり750万円</p>
<p>(2) 集落活動支援事業</p>	<p>ロボット草刈機を活用した、中山間地域の集落における草刈りの負担軽減及び省力化を図る実証事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証事業に直接必要となる経費 (ロボット草刈機の購入・リース、燃料費、技術習得のための研修費、その他事業に附随する活動経費) ・その他知事が必要があると認める経費 		市町村		1事業当たり150万円

別表第2（第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。